

みなさんのまちづくり活動を応援します！

上島町ふるさと事業費補助金等交付制度

上島町では、人も自然も生き生きと輝くまちづくりのため、地域住民等が主体又は一体となって実施する公共的活動に対して、その活動費（必要物品等）の全部又は一部を補助する「上島町ふるさと事業費等補助金交付制度」を実施しています。

つきましては、次のとおり平成18年度の事業実施要望を受け付けますので、事業実施希望のある団体又は個人の方はお申込みください。なお、予算の都合上、申込み多数の場合は、事業内容等を考慮し、補助事業を選定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【補助対象事業】

- ①ふるさとをきれいにする運動 ⇒ 町内公共施設等の簡易な補修・清掃・緑化活動、町花・町木普及運動等
- ②ふるさとをよく知る運動 ⇒ 島四国行事に関する活動（島四国道の整備・清掃・標識等の設置・修繕等）
- ③ふるさとをよく伝える運動 ⇒ ふるさとの文化的財産・歴史・文化伝承に関する調査・研究等
- ④ふるさとをよくする運動 ⇒ 全般的なふるさと活性化事業及びイベント事業等

【補助対象経費】

この事業の補助対象となる経費及び物品は、次に該当する事業にかかる経費で、予算の範囲内で町長が必要と認めた額及び物品とします。なお、補助対象となる事業内容・補助要件・補助金の額等は下表のとおりとします。

- ①地域住民等の自発的な意向に基づく要望があり、町長が必要と認める事業
- ②国又は県の補助を受けていない事業。ただし、国又は県の補助を受けている事業であっても、町長が必要と認めたものはこの限りでない。

事業内容	補助要件	補助金の額	補助金限度額
活動に要する活動費及びその活動に必要な物品	①申請者が町内において労力の提供を伴い実施する活動であること ②事業者の人件費、他に転用又は個人の財産になり得る備品（製品等）、個人の飲食に係る経費（会食等）については、補助対象経費としない。	原材料費…全部又は一部 消耗品費…2分の1以内	概ね 10万円
町花・町木の緑化活動に必要な物品		原材料費…2分の1以内 消耗品費…2分の1以内	5万円
ふるさとの活性化に寄与することを目的としたイベント事業に必要な活動費及び活動に必要な物品		補助対象経費の2分の1以内 ※賞金を出す場合は、現金の額が総補助対象経費の5分の1以内を補助対象経費とする。	50万円

【申込み締切り】平成18年10月31日（火）

【申込み・問合せ先】各総合支所担当課で申請手続きを行ってください。

弓削支所企画情報課	TEL 77-2500	生名支所総務課	TEL 76-3000
岩城支所総務課	TEL 75-2500	魚島支所総務課	TEL 78-0011

木造住宅耐震診断を 受けてみませんか

上島町では、18年度より民間による木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援するため、愛媛県に登録した専門家による木造住宅の耐震診断を実施する所有者を対象に、その費用の一部について補助を行います。

■対象となる木造住宅

- 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅
- 階数が2階以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
- 専用住宅、若しくは併用住宅で、延べ床面積の過半が住宅の用途に供されているもの

○伝統構法、枠組み壁工法、丸太組工法、大臣等の特別な認定を得た工法のもは対象外になります。

■補助金の額

補助対象費の3分の2以内とし20000円を限度とします。

■対象となる耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」です。

■募集期間

平成18年8月1日～31日

■問い合わせ及び申し込み先

弓削支所産業建設課管理用地係

生名支所産業建設課

岩城支所建設課

魚島支所産業建設課

TEL 77-2500	TEL 76-3000	TEL 75-2500	TEL 78-0011
-------------	-------------	-------------	-------------

ふるさととの生活環境は私たちが守ろう！

ごみの不法投棄は『しない』『させない』『許さない』

◎不法投棄は犯罪です！

不法投棄とは、山林や畑、空き地、道路などに違法にごみを捨てる行為をいいます。空き缶などのポイ捨てから、収集場所以外への家庭ごみの投棄、産業廃棄物の投棄など様々なケースを含みます。

不法投棄は、廃棄物処理法で禁じられており、罪は非常に重く、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。



◎不法投棄を見かけたら

ごみの不法投棄は、地域の景観を損なうだけでなく、自然環境にまで影響を及ぼす許し難い行為です。不法投棄をなくすには、皆さん一人一人の協力が必要です。美しい景観や豊かな自然環境を守るためにも、「不法投棄はしない、させない、許さない」という気持ちで、地域に目を配ってください。

不法投棄を見かけた方は各総合支所担当課までご連絡ください。

◎土地所有者の方へ

不法投棄は、管理が行き届いていない場所で行われる傾向にあります。土地の所有者や管理者の方には、不法投棄をされないよう、より一層の適切な管理を心がける必要があります。自分の土地は自分で守りましょう。

《対策例》 定期的に見回りをする こまめに清掃（草刈り）をする 防護柵の設置やネットを張る

犬を飼っている皆さんへ 飼い主としてのルールを守りましょう

犬を正しく飼っていますか？

飼い主は、他人に迷惑をかけたり、危害を加えることのないように十分な管理としつけをして、責任ある飼い方をしましょう。

◎フンの始末を

散歩中のフンは飼い主が持ち帰りましょう。犬を飼う上での最低限のマナーです。散歩させるときは、必ずスコップと袋を持って、自宅に持ち帰り、自分で処理をしましょう。

◎放さない

放し飼いは条例で禁止されています。どんなにしつけをされた犬でも、飼い主の管理を放れると、予測のできない事故や問題を起こすことが考えられます。犬はつないで飼い、散歩の時も引き綱を必ずつけましょう。

◎むだ吠えをさせない

散歩に連れて行かなかったり、不衛生な環境で飼っていると、ストレスから吠えやすくなります。むだ吠えは近所の人々の生活や睡眠の妨げになります。むだ吠えをさせないために、日頃から朝晩20～30分の散歩などの運動をさせてあげて、衛生的な環境で飼うようにしましょう。



【問合せ先】 弓削支所生活事業課 TEL 77-2500(代) 生名支所住民課 TEL 76-3000(代)
岩城支所住民課 TEL 75-2500(代) 魚島支所住民福祉課 TEL 78-0011(代)